**藤岡市指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項　記入様式**

氏名又は名称

住所

代表者氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

**①水道事業者が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績**

**（過去５年以内）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください） | 公表 | 可・不可 |
| 　　年　　月　　日　 | ／ | 未受講 |
| 未受講の場合、その理由（非公表） |  |
| 　 |

　**②業務内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 休業日・営業時間について | 公表 | 可・不可 |
| 休業日 |  | 営業日 |  | 営業時間 |  |
|  |  |  |
| 漏水等修繕対応の可否（対応可能なものに○を付けてください） | 公表 | 可・不可 |
| 屋内給水装置の修繕 | 埋設部の修繕 |  |
| その他 | （　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  |  |
| 対応可能な工事（新設・改造・撤去など） | 公表 | 可・不可 |
|  | 配水管からの分岐 ～ 水道メーター | （ | 新設 | ・ | 改造 | ・ | 撤去 | ） |
|  | 水道メーター ～ 宅内給水装置 | （ | 新設 | ・ | 改造 | ・ | 撤去 | ） |
|  |
| その他（緊急時連絡先・時間外対応の可否など） | 公表 | 可・不可 |
|  |  |

　※　公表には、藤岡市ホームページ等への掲載を含みます。

　※　業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いいたします。

　**③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）**

　水道法施行規則　第３６条

　　法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、

次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技

術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主任技術者等の研修の受講実績 | 公表 | 可・不可 |
| 受講者氏名（非公表） | 研修会名 | 実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　※　外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）のコピーを添付してください。

　※　内部研修については、研修内容を記載してください。

　※　受講者の氏名は公表対象ではありません。

　※　行数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてください。

　**④過去１年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

水道法施行規則　第３６条

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、

次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常

を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその

者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況 | 公表 | 可・不可 |
| 技能を有する者の氏名（非公表） | 作業経験の有無（○×を記入） | 資格の保有状況 | 工事年度 |
| 分水栓への取付・せん孔 | 給水管の接合 | 保有の有無（○×を記入） | 保有する資格の名称 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　技能を有する者の氏名は公表対象ではありません。

　※　行数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてください。